

子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届(新1号認定用)

(あて先) 羽島市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受ける保護者に代わり、特定された子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要する場合があります。最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消す場合があります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号の要件を満たさない場合があります。

認定希望日：幼稚園への入園日（入園予定日）をご記入ください。

※すでに施設を利用している場合は、年度当初の日付をご記入ください。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象施設)を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)とするので、子ども・子育て支援法第30条の3第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和7年 4月 1日					
保護者	フリガナ	ハシマ タケロウ		申請 子ども との続柄	父	居住地	〒 501 - 6292 羽島市竹鼻町55番地		
	氏名	羽島 竹郎				現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒		
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						生年月日	昭和63年 1月 1日	
	①	090-1234-5678	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）	②	080-9876-5432	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）	母携帯 母勤務先 個人番号 (マイナンバー)	9876 5432 1098	
子ども申請	フリガナ	ハシマ タロウ		現住所	〒 -		個人番号(マイナンバー)		
	氏名	羽島 太郎		申請者と異なる 場合のみ記載			1234 5678 9012		
			生年月日	令和 3年 12月 31日					

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育施設)の利用開始予定日：幼稚園への入園日（入園予定日）をご記入ください。

フリガナ	〇〇ヨウチエン		所在地	〒 501 - 62XX 市 () 羽島市竹鼻町〇〇番地	
施設名	〇〇幼稚園		利用開始予定日	令和 7 年 4 月 1 日	